

平成30年度税制改正大綱～消費税～

平成30年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、消費税の改正の概要についてお知らせいたします。

1 観光立国・地方創生の実現

今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために、観光促進のための税として、国際観光旅客税(仮称)を創設する。

概要

納税義務者	航空機又は船舶により出国する旅客
非課税等	・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととする。
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	① 国際運送事業を営む者による特別徴収(国際運送事業を営む者の運送による出国の場合) →国際運送事業を営む者は旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 ② 旅客による納付(プライベートジェット等による出国の場合) →旅客は、航空機等に搭乗等する時まで国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用(同日前に締結されて運送契約による国際運送事業に係る一定の出国を除く)

2 輸出物品販売場制度の見直し 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)について、次の見直しを行う。

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税販売手続(購入記録表の提出等)を電子化することとする。

(注)平成32年(2020年)4月1日以後に行う免税販売について適用する。ただし、紙手続との併存期間を1年半設ける(平成33年(2021年)9月30日まで)。

① 免税販売手続の電子化

イ 免税販売手続については、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録(紙で出力したものを含む。)を当該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

(注1) 手続委託型輸出物品販売場については、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者が上記イの電磁的記録を提供することとする。この場合において、当該承認免税手続事業者は当該電磁的記録(紙で出力したものを含む。)を当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に対し提供又は交付するものとする。

(注2) 上記の免税販売手続の電子化に伴い、輸出物品販売場を識別するための措置等を講ずる。

□ 輸出物品販売場を経営する事業者は、外国人旅行者に対して、免税購入した物品を輸出しなければならないこと等を説明しなければならないこととする。

ハ 輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととする。

ニ 免税販売手続の電子化に伴い、免税購入された物品等に関する税関職員による調査に係る質問検査権の規定の整備その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の免税販売手続の電子化に伴い、輸出物品販売場における現行の次の手続等は廃止する。

イ 外国人旅行者がその所持する旅券等に購入記録票の貼付けを受け、当該旅券等との間に割印を受ける手続

□ 外国人旅行者による輸出物品販売場を経営する事業者に対する購入者誓約書及び旅券等の写しの提出並びに当該事業者による当該購入者誓約書及び旅券等の写しの保存義務

ハ 外国人旅行者による税関長への購入記録票の提出義務

(注2) 基地内輸出物品販売場については、上記の免税販売手続の電子化の対象としない。

(注3) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(注4) 平成32年4月1日から平成33年9月30日までの間については、現行の免税販売手続を引き続き適用できることとするとともに、所要の経過措置を講ずる。

(注5) 上記の改正に伴い、輸出酒類販売場における酒税の免税販売手続について、所要の措置を講ずる。

② 免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

○ 現行、「消耗品」と「一般物品」を免税販売するためには、それぞれで下限額(5,000円以上)を満たす必要がある。

※「消耗品」については、特殊包装等を行う必要があるなど、「一般物品」と異なる免税要件になっている。

○ 外国人旅行消費のより一層の活性化を図るとともに、外国人旅行者や免税店における利便性を向上させる観点から、「一般物品」についても「消耗品」の免税要件を満たして販売する場合には、これらを合算して下限額を判定することができることとする。

※平成30年7月1日から適用。

イ 一般物品について、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定できることとする。

□ 上記イの対象となる一般物品については、消耗品として免税販売手続を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

3 簡易課税制度の見直し

消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第2種事業とし、そのみなし仕入率を80%(現行:70%)とする。

(注) 上記の改正は、平成31年10月1日を含む課税期間から適用する。ただし、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については、適用しない。